

生命共済の内容

保障内容

- 主契約：定期保険（団体型）
- 特約：入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約

コース・口数		71歳以降 特別コース 1口	Aコース 2口	Bコース 3口	Cコース 5口	Dコース 7口	Eコース 10口
死 亡	不慮の事故により死亡したとき <死亡保険金（主契約）+災害保険金>	250 万円	500 万円	750 万円	1,250 万円	1,750 万円	2,000 万円
	上記以外の事由により死亡したとき <死亡保険金（主契約）>	50 万円	100 万円	150 万円	250 万円	350 万円	500 万円
高 度 障 害	不慮の事故により 高度障害状態 ¹⁾ のいずれかになったとき <高度障害保険金（主契約）+災害高度障害保険金>	250 万円	500 万円	750 万円	1,250 万円	1,750 万円	2,000 万円
	傷害または疾病により 高度障害状態 ¹⁾ のいずれかになったとき <高度障害保険金（主契約）>	50 万円	100 万円	150 万円	250 万円	350 万円	500 万円
入 院 ・ 治 療	不慮の事故により1日以上の入院をしたとき (同一事例による入院は、更新前の入院日数を含み、通算60日限度) <入院給付金>	1日につき 2,000 円	1日につき 4,000 円	1日につき 6,000 円	1日につき 10,000 円	1日につき 14,000 円	1日につき 15,000 円
	ガン ²⁾ で1日以上の入院をしたとき (1年に1回限度) <ガン入院一時金>	2 万円	4 万円	6 万円	10 万円	14 万円	20 万円
	6大生活習慣病 ³⁾ で1日以上の入院をしたとき (1年に1回限度) <6大生活習慣病入院一時金>	1 万円	2 万円	3 万円	5 万円	7 万円	10 万円
	ガン ²⁾ の治療を直接の目的とした先進医療による療養を受けたとき <ガン先進医療一時金>	5 万円	10 万円	15 万円	25 万円	35 万円	50 万円

*保険期間中に加入者（被保険者）が上記お支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いします。

*災害保険金、災害高度障害保険金、入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内にお支払事由に該当したときにお支払いします。

*災害保険金、災害高度障害保険金は、加入日以後に発生した所定の感染症を直接の原因としてお支払事由に該当したときもお支払いします。

*ガン先進医療一時金について、公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、お支払いはありません。同一の先進医療において複数回にわたり一連のガン先進医療一時金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があり、また随時見直しがなされています。

*日帰り入院（入院日数が1日）とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、病院または診療所に対する入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアカサ生命が判断いたします。

*1 お支払いの対象となる高度障害状態
1.両眼の視力を全く永久に失ったもの
2.言語またはぞしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3.中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4.胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

7.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
*2 お支払いの対象となるガン
・口腔、口腔および咽頭の悪性新生物
・消化器の悪性新生物
・呼吸器および肺腔内臓器の悪性新生物
・骨および関節軟骨の悪性新生物
・皮膚の黒色腫および他の悪性新生物
・中皮および軟部組織の悪性新生物
・乳房の悪性新生物
・女性生殖器の悪性新生物
・男性生殖器の悪性新生物
・腎尿路の悪性新生物
・眼、脳および他の中枢神経系の部位の悪性新生物
・消化器および小腸の悪性新生物
・甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
・骨盤異形成症候群
・慢性骨髄増殖性疾患
・本態性（出血性）血小板血症
・ランゲルハンス細胞組織球症
*3 お支払いの対象となる6大生活習慣病
・部位不明確、統発部位および部位不明の悪性新生物
・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患
・脳血管疾患・肝硬変・慢性腎不全

個人情報のお取扱いについてのお知らせ

本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入の方々の個人情報を次のとおり取扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。
①ご加入者の個人情報（氏名・性別・生年月日等）は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所（事業主）からお申込みいただいた商工会議所を通じ、当連合会に提供されます。
②当連合会および当該商工会議所（以下、「連合会等」という）は、会員事業所（事業主）より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している定期保険（団体型）契約を引き受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供・契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連付随する業務のために使用します。また、アカサ生命は、連合会等をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。
③個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き連合会等およびアカサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取扱われます。
⑤定期保険（団体型）契約の引受保険会社が変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

月額掛金

※掛金には保険料のほか、運営費が含まれています。

保険年齢(歳)	生年月日	性別	71歳以降特別コース 1口	Aコース 2口	Bコース 3口	Cコース 5口	Dコース 7口	Eコース 10口
15~55	平成17年11月1日 ～昭和39年11月2日	男性		1,290円	1,935円	3,225円	4,515円	6,035円
		女性		1,706円	2,559円	4,265円	5,971円	7,910円
56~60	昭和39年11月1日 ～昭和34年11月2日	男性		1,297円	1,946円	3,243円	4,540円	6,060円
		女性		2,152円	3,228円	5,380円	7,532円	9,970円
61~65	昭和34年11月1日 ～昭和29年11月2日	男性		1,506円	2,259円	3,765円	5,271円	7,000円
		女性		2,849円	65歳6ヶ月を超える方は、新規加入・更新とともにAコースのみとなります。			
66~70	昭和29年11月1日 ～昭和24年11月2日	男性		1,756円	70歳6ヶ月を超える方は、更新継続のみとなり、Aコース及び71歳以降特別コースから選択できます。			
		女性		3,443円				
71 (更新のみ)	昭和24年11月1日 ～昭和23年11月2日	男性	1,722円	3,443円				
		女性	1,071円	2,141円				
72 (更新のみ)	昭和23年11月1日 ～昭和22年11月2日	男性	1,842円	3,683円				
		女性	1,148円	2,295円				
73 (更新のみ)	昭和22年11月1日 ～昭和21年11月2日	男性	2,017円	4,034円				
		女性	1,244円	2,487円				
74 (更新のみ)	昭和21年11月1日 ～昭和20年11月2日	男性	2,208円	4,416円				
		女性	1,347円	2,693円				
75 (更新のみ)	昭和20年11月1日 ～昭和19年11月2日	男性	2,419円	4,838円				
		女性	1,456円	2,912円				

*掛金は、加入または更新される年の5月1日における加入者の年齢に応じて決まり、加入時または更新時から適用されます。
*保険年齢とは、加入または更新される年の5月1日における加入者の年齢のことをいいます。（年齢は満年齢で計算し、1年末満の端数は、6ヶ月を超えるものについては切上げて1年とし、6ヶ月以下のものは切捨てます。）

*掛金は、定期保険（団体型）の保険料率計算の結果、変更となる場合があります。

熊本県商工会議所連合会独自の給付制度の内容

給付内容	コース・口数	71歳以降特別コース 1口	Aコース 2口	Bコース 3口	Cコース 5口	Dコース 7口	Eコース 10口
病気入院見舞金	10日以上	2,500円	5,000円	7,500円	12,500円	17,500円	25,000円
	20日以上	5,000円	10,000円	15,000円	25,000円	35,000円	50,000円
事故通院見舞金	5日以上	5,000円	10,000円	15,000円	25,000円	35,000円	50,000円
出 生 祝 金		2,500円			5,000円		
75歳満了記念品		記念品贈呈					

1.熊本県商工会議所連合会独自の給付制度は、運営費の一部によってまかなわれます。

2.病気入院見舞金について

①病気による10日以上19日までの継続入院をしたとき、日数にかかわらず一律、加入口数に応じた金額をお支払いします。
②病気による20日以上の継続入院をしたとき、日数にかかわらず一律、加入口数に応じた金額をお支払いします。

③①で見舞金を支払った場合、②の見舞金は支払いません。（①と②は重複しません）

④5月1日より翌年4月30日の間に年1回を限度としてお支払いします。

⑤保険給付と重複する病気入院見舞金は支払われません。（例：胃潰瘍で5日以上入院した後の通院は対象外）

3.事故通院見舞金について

①不慮の事故により5日以上通院したとき、日数にかかわらず一律、加入口数に応じた金額をお支払いします。

②異なる不慮の事故による通院に対して5月1日より翌年4月30日の間に年2回を限度としてお支払いします。同一の事故による通院のときは、5月1日から翌年4月30日の間に年1回を限度として支払います。

③保険給付と重複する事故通院見舞金は支払われません。（例：骨折で5日以上入院した後の通院は対象外）

4.出生祝金について

①出生祝金は、加入後1年以上の方を対象とします。

②出生祝金の適用範囲は、加入者本人およびその配偶者とします。

5.75歳満了記念品について

①満了記念品は保険年齢75歳の最終保険期間を満了したとき、コース・口数に関係なく記念品を贈呈します。